

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 2 月 24 日

遠軽町長 佐々木 修 一

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

遠軽地区（遠軽・生田原・丸瀬布・白滝）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 2 月 21 日

3. 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

法人経営体：15 経営体

個人経営体：71 経営体

4. 3の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか。

担い手はいるが十分ではない。

5. 将来の農地利用のあり方

担い手への集積・集約化を図りつつ分散錯圃・耕作放棄地を解消する。

6. 農地中間管理機構の活用方法

農地の出し手となる農業者の意向を把握し、農業委員会と調整のうえ、農地中間管理機構への貸し付けを推進する。

7. 今後の地域農業のあり方

土壌に即した品目の産地形成を図る。

酪農や畑作を中心とし、その他高収益作物を取り入れた複合経営に取り組み、地域の生産体制を支えていく。

組織されている生産組合を中心に野菜の高付加価値化を図り、女性農業者または商業と連携した 6 次産業化を推進する。

新規就農の促進により、地域の機能維持を図る。

機械及び作業の共同化、または施設の集約化を推進し、労働力の軽減と運営コストの低減を図る。